

三原市中学校大型ごみ等収集運搬処分業務 仕様書

1 業務名

三原市中学校大型ごみ等収集運搬処分業務

2 履行施設

対象施設	住 所
第一中学校	三原市糸崎五丁目 7 番 1 号
第四中学校	三原市須波ハイツ二丁目 26 番 1 号
第五中学校	三原市沼田東町片島 532 番地
幸崎中学校	三原市幸崎能地三丁目 16 番 1 号
宮浦中学校	三原市宮浦五丁目 29 番 1 号
本郷中学校	三原市下北方二丁目 27 番 1 号
久井中学校	三原市久井町下津 10735 番地
大和中学校	三原市大和町大具 2280 番地

原則，各学校敷地内の一か所に集積

3 履行期間

令和 2 年 8 月 17 日～令和 2 年 9 月 30 日（各校の具体的な日時については，別途協議）

4 排出ごみの内容

（1）排出ごみの種類

大型ごみ，有料ごみ及びその他の廃棄物

（2）排出ごみの品目，推量

別紙「令和 2 年度 中学校大型ごみ等廃棄一覧表」のとおり

5 報告書等の提出

（1）業務が完了したときは，完了報告書を提出すること。

（2）リサイクル法適用品目等については，管理伝票の写しを提出すること。

6 その他

（1）作業に当たっては，他の業務に支障のないよう注意し，施設等を傷つけることのないように常に細心の注意を払うこと。

（2）その他実施に際しては，教育振興課と協議のこと